

# 松川町自然エネルギー利用推進方針

平成 26 年 9 月 松川町

## 前文

国のエネルギー政策は、「エネルギー政策基本法」により基本方針が示され、この方針に沿って「エネルギー基本計画」が策定され、施策の計画的な推進が図られてきました。

そのなかで、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が平成 24 年 7 月に始まり、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定の期間にわたり調達することが電気事業者に義務付けられました。

また、東日本大震災及び原子力発電所事故を受け、原子力重視のエネルギー基本計画を見直し、原発に依存しない社会の一日も早い実現、グリーンエネルギー改革の実現、エネルギー安定供給の確保、電力システム改革の断行、地球温暖化対策の着実な実施を柱とする「革新的エネルギー・環境戦略」が平成 24 年 9 月に策定されました。

長野県では、より実効性の高い地球温暖化対策を展開するとともに、省エネルギーと自然エネルギーの推進に加え、エネルギーの適正利用を図る施策や過度な集中的利用の抑制を図る施策、地域主導のエネルギー事業による地域の自立を図る施策を統合的に推進するため、平成 25 年度から平成 32 年度までの取組む施策や目標を盛り込んだ「長野県環境エネルギー戦略、第 3 次長野県地球温暖化防止県民計画」が平成 25 年 2 月に策定されました。

町は、第 4 次松川町総合計画及び第 2 次松川町環境基本計画に基づき、豊かな自然環境の保全と、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に努めてきました。

また、公共施設への太陽光発電設備や水車型小水力発電設備の設置を行うとともに、住宅用太陽光発電システム設置事業（住宅用太陽光）、グリーン発電設備設置事業（風力・小水力）、森のエネルギー推進事業（ペレットストーブ）を推進し、また、太陽光発電設備の地上設置に対する固定資産の土地評価に関する方針を示すなかで普及を図ってきました。

特に太陽光発電については、恵まれた気象条件に加え、国・町の施策により普及が急速に進み、町内における最大発電量は、平成 26 年 3 月末には、住宅用で約 2,000kw、事業用で約 3,700kw と推計され、住宅用は 430 戸（全世帯の約 9.3%）に設置されています。

## 1 目的

町は、第4次松川町総合計画及び第2次松川町環境基本計画に基づき、豊かな自然環境の保全と、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に努めてきました。

人の輝く 緑と水と太陽のまち 松川町は、果樹や里山の緑、清らかな清流に象徴される豊かな自然に恵まれた地域で、その豊かな自然がもたらす自然エネルギー（\*1）は、地域固有の資源です。町、町民等（\*2）、自然エネルギー事業者（\*3）が協働して、国及び県の計画の推進とともに、「人の和のある 地域協働のまち まつかわ」の実現に向けては、省エネルギーと地域の資源である自然エネルギーを一層有効に利用していくことが重要となります。

そのため、町、町民等、自然エネルギー事業者が、積極的に自然エネルギー利用に取り組むことにより、所得の向上とその地域還元を図り、将来にわたって持続可能な循環型社会を構築し、地域の環境保全と調和のとれた地域の発展、活性化に資するため「松川町自然エネルギー利用推進方針」を定めます。

## 2 基本理念

自然エネルギー利用を推進するため、基本理念を次のとおり定めます。

- (1) 自然エネルギーは町、町民等、自然エネルギー事業者が、相互の連携及び協力のもとに、法令・条例等（\*4）や計画（\*5）に沿って積極的に利用を進めます。
- (2) 自然エネルギーは、費用対効果を検証し、その利用を進めます。
- (3) 自然エネルギーは地域固有の資源です。地域との調和を図りつつ、地域の健全な発展と活性化に資するよう利用を進めます。
- (4) 自然エネルギーの利用にあたっては、地域の自然条件に合わせた持続ある利用と、環境の保全に努めます。

## 3 推進方針

町、町民等、自然エネルギー事業者は、基本理念の実現を図るため、それぞれ次に掲げる事項について役割を担うものとします。

- (1) 町は、
  - ① 基本理念に沿って、地域及び環境との調和を図りつつ、自然エネルギーの利用を推進するため、支援等必要な措置を講じます。
  - ② 省エネルギーの推進と自然エネルギーの利用について、町民等の理解を深めるため、普及啓発について必要な措置を講じます。
  - ③ 町が管理する公共施設等において、省エネルギーと自然エネルギーの利用を積極的に進めます。

(2) 町民等は、

- ① 日常活動における節電・省エネルギーの取組みを進めるとともに、自然エネルギーの利用を進めます。
- ② 建物を新築やリフォームするときは、省エネルギー化に努めるとともに、自然エネルギーの利用を積極的に検討します。

(3) 自然エネルギー事業者は、

- ① 自然エネルギーの利用に関し、基本理念に沿って効率的な利用に努めます。
- ② 将来にわたって、地域及び環境との調和を図りつつ、地域と連携して自然エネルギーの利用に努めます。

この方針における用語の定義は次のとおりとします。

\*1 自然エネルギー

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 21 年政令第 222 号）第 4 条に掲げる太陽光、風力、水力、太陽熱その他の自然界に存する熱、バイオマス等を利用して得られるエネルギー

\*2 町民等

町民及び町内に事務所を有する法人

\*3 自然エネルギー事業者

町内で自然エネルギーを利用して供給事業を行う者、または行おうとする者

\*4 法令・条例等

農地法、景観法、都市計画法、環境基本法等関係する法令

環境保全条例、土地利用の届出等に関する条例等関係する条例

\*5 計画

総合計画、環境基本計画、土地利用計画、都市計画、農業振興地域整備計画等関係する計画

## 法令・条例等

農地法

景観法

都市計画法

宅地造成等規制法

森林法

自然公園法

環境基本法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

河川法

道路法

国有財産法

文化財保護法

遺失物法

土地利用の届出等に関する条例

環境保全条例

## 計画との整合

総合計画

環境基本計画

土地利用計画

都市計画

農業振興地域整備計画